

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十五号

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良
県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。